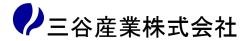
定款



第一章 総則

(商 号)

第1条 当会社は三谷産業株式会社と称し、英文ではMITANI SANGYO CO.,LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- 1. 石油、液化石油ガスおよび石炭、コークスの販売
- 2. 工業薬品、合成樹脂ならびにその成形品、その他化学薬品の開発、製造および販売
- 3. 化学薬品製造設備の開発、製造および販売
- 4. 医薬品の開発、製造および販売
- 5. 医療用機械器具の開発、製造および販売
- 6. 食品、食品添加物、健康食品および機能性食品の開発、製造および販売
- 7. 動植物、水産物等の天然素材の加工および販売
- 8. 化粧品原料の開発、製造および販売
- 9. 肥料の開発、製造および販売
- 10. 金型、樹脂成形機の開発、製造および販売
- 11. セラミックス製品の開発、製造および販売
- 12. 電子部品の開発、製造および販売
- 13. 半導体製品、半導体製造装置、半導体試験装置、半導体検査装置および半導体運搬装置の開発、製造および販売
- 14. 窯業原料の販売
- 15. 公害処理機器および省力機器の開発、製造および販売
- 16. 農作物の生産、加工および販売
- 17. セメントおよびその他建材の販売ならびにこれに附帯する工事
- 18. 浴槽、釜、給湯機器、厨房機器、空調設備機器、給排水機器および衛生設備機器の開発、製造、販売ならびにこれに附帯する工事
- 19. 家具の開発、製造、販売およびこれに附帯する工事
- 20. コンピュータおよび関連機器の開発、製造、販売および賃貸ならびにソフトウェアの開発、販売および賃貸 ならびにソフトウェアの開発、販売および賃貸
- 21. 情報システムの企画、設計および管理運営に関する業務
- 22. 情報システムのアウトソーシング事業
- 23. コンピュータおよび関連機器の保守
- 24. 付加価値通信網による電気通信役務の提供に関する一切の事業
- 25. 建築工事、土木工事の設計、監理および施工
- 26. 石工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、建具工事の設計および施工
- 27. 空調設備工事、給排水衛生設備工事、電気工事、電気通信工事の設計および施工
- 28. 建物、構築物、設備等に関する診断、評価およびコンサルティング業務
- 29. 液化石油ガスおよび各種高圧ガスの製造供給ならびにこれに附帯する設備工事の施工
- 30. ホテル、旅館、飲食店および喫茶店の経営ならびに管理受託業務
- 31. 一般廃棄物および産業廃棄物の収集運搬および処理業
- 32. 土地開発行為ならびにこれに附帯する工事
- 33. 不動産の取得、売買、賃貸借、仲介および管理業
- 34. 電力販売の代理店業務
- 35. 倉庫業

- 36. 金融業
- 37. 経理事務の受託処理業務
- 38. 経営コンサルティング業務
- 39. 障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業
- 40.1号より20号までに掲げる物品、機器および雑貨類の輸出入業
- 41. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を石川県金沢市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。

- 1. 取締役会
- 2. 監査役
- 3. 監査役会
- 4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第二章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は220,000,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - 4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を当会社に対し売渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令またはこの定款のほか、取締役会において定める 株式取扱規程による。

第三章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

- 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
 - 2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会規程に定めた順序にしたがい、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置を とるものとする。
 - 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
 - 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第四章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は16名以内とする。

(選任方法)

- 第19条 取締役は、株主総会において選任する。
 - 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結 の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
 - 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
 - 2. 取締役社長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会規程に定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の 必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。
 - 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第五章 監査役および監査役会

(員数)

第28条 当会社の監査役は5名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4. 前項の補欠監査役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

- 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満 了する時までとする。ただし、第29条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当 該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の 終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、 この期間を短縮することができる。
 - 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令またはこの定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 - 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償 責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以 上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第六章 計算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当金の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、 その支払義務を免れる。

(附則)

- 1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款 第15条はなお効力を有する。
- 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い 日後にこれを削除する。